

登別市行政評価外部評価委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、登別市行政評価実施要綱第9条の規定に基づき、登別市行政評価外部評価委員会（以下「委員会」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、外部評価を実施することにより、行政評価の客観性及び透明性を確保するとともに、効率的かつ効果的な市政運営を推進することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市が実施した行政評価の結果について、市民の視点で評価を行う。
- (2) 施策の進め方、行政評価制度の改善等について、意見を述べる。

(組織)

第4条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者で構成し、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 有識者
- (3) 公募市民

3 委員の任期は、1年以内とする。

4 委員の再任については、これを妨げない。ただし、公募市民については原則再任を認めないが、公募により適任者が選任されなかった場合及び市長が引き続き同一の委員が実施する必要があると認めた場合等は、この限りでない。

5 任期途中で委員が退任した場合は、必要に応じ、新たな委員を補充することができる。ただし、その委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会には、委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

3 委員長は、会議の効率的な運営を図るため、部会を置くことができる。この場合において、部会には、部会長を置き、原則として委員長、副委員長及び委員長が選任した者がこれにあたる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部企画調整グループにおいて処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の設置及び運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年1月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。